

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者
第2次新横田基地公害訴訟原告団
 〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3
 白鳥第2ビル302号
 TEL/FAX. 042-552-4451
 Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp
 http://www.yokota-kougai.com

第2回進行協議

12月11日、東京地裁立川支部で第2回目（目）の進行協議が行われました。原告団から17名、弁護団から13名が出席しました。国側の出席者は9名でした。

**主要な論点は出尽くしている
 国は速やかに主張を提出せよ**

まず原告側から、今後の立証計画についての意見書を提出しました。弁護団は、立証計画としてまず2014年前半までに侵害行為被害、違法性について基本となる証拠を、2014年末までに原告の陳述書を提出し、さらに2014年夏から2015年夏にかけてビデオ検証、現場検証、原告本人尋問、専門家証人尋問を行うことを予定しています。

次に、国側から主張計画について説明がなされました。まず2014年1月中旬に騒音についての主張、具体的にはW値の考え方、環境基準の位置づけ、環境庁方式と防衛省方式等についての主張を提出し、その次に飛行場の公共性、受忍限度についての主張、その他地上音、墜落落下、排ガスについての主張を順次提出する予定であるとのことでした。また、環境省方式で算出したW値を引き直したコンタクトを訴訟の中で提出することも検討しているとのことでした。前回の進行協議で、国側に主張計画を作成し提出することが課されていましたが、国側からは、主張が大部になることや人員が限られていたりことから、主張を出すのに時間がかかり、最終的にいつま

でに主張を出し切るの
 かを約束することは難しいとの説明がされました。
 これに対して原告側から、他基地の訴訟と国側代理人も重複しており、またこれまでの横

田基地訴訟や他基地訴訟で主要な論点はほぼ出尽くしていることから、主張を速やかに提出することを改めて求めました。原告側で予定している現場検証等では、国側が主張するであろう防音工事の主張についての観点も組み込むことになることが予想されます。国側が主張をしないとい、原告の立証計画にも支障が出る可能性もあるのです。

裁判所からも、国側に
 対し、早急に主張を出すこと、さらに国側の立証計画を明らかにすることが求められました。
 （弁護士 小口 明菜）

**第3回
 口頭弁論
 2月12日(水)
 午前11時より
 東京地裁立川支部**

もっともっと集めよう！ 署名がまだの方は声かけ合って
 署事務所に送ってください

CV22オスプレイ横田基地配備計画撤回署名 現在 約2300筆

主張の張さず!! 国の許さず!!

違法な飛行状態を放置するな 危険への接近法理は決着済み 昼間騒音控除を認めるな

10月30日の第2回口頭弁論期日に国から準備書面(1)が提出されました。12月11日には、関係者で進行協議が行われました。今回は、国の準備書面の内容と進行協議の様子をご紹介します。

国の主張について

国は、まず準備書面の半分以上を割いて、戦前から現在に至る横田基地の変遷や管理状態を主張しています。横田基地の現状をきちんと把握しておくこと

は必要ですが、この裁判の主張としてはそれほど大きな意味はありません。

次に、米軍機の夜間早朝等の飛行差し止め請求に対し、国の支配が及ばない第三者の行為について差し止めを求めるもので主張自体理由がないとしています。確かに、過去の裁判で米軍機の飛行差し止めは認められていませんが、だからといって違法な飛行状態を放置しておいてよいはずはありません。

第三に、原告が求められている損害賠償請求に対し、騒音の程度は受忍限度を超えないと主張しています。受忍限度とは、社会生活を送るうえで、騒音・振動などの被害の程度が社会通念上がまんできるとされる範囲のことです。国は、これまでの裁判で繰り返し横田基地の騒音は違法状態にあると指摘されているのに、根本的な対策を講じないばかりか住民に対しては騒音被害を甘受しろと無責任な主張をしています。さらに国は、損害賠償額を減らすため、被害地域が狭くなる民間空港用に策定された基準を用いるべきだとか、

新たに昼間の騒音を控除した基準を作るのでそれに沿うべきだと主張しています。そればかりか、被害地域へ転入してきた住民は騒音があることを知って来たのだから損害賠償が認められるべきではないというこれまでの裁判で否定された危険への接近法理も持ち出しています。

進行協議について

進行協議とは、関係者が一堂に会し、今後の裁判手続をどのような手順で進めるかを調整する手続です。当日、原告側は、今後の予定

として騒音状態を撮影したビデオの検証、被害地域の現場検証、専門家証人の尋問などを計画していること、来年中には原告の被害状況を記載した陳述書を提出する旨の意見書を提出しました。これに対し、国は大きな予定を口頭で説明するだけでした。弁護団は、国の訴訟引き延ばしを許さず速やかな訴訟進行をすすめるよう裁判所に申し入れをしました。次回裁判期日は2月12日(水)午前11時からです。みなさん、ぜひ法廷へお越し下さい。(弁護士 土橋実)

コラム@こらむ

★今は横田基地の飛行機の撮影や機種の調査あるいは騒音の記録などは自由に行うことが出来ます。しかし「特定秘密保護法」が施行されるとそうはいかなくなるかもしれません。★戦前戦中は軍港や航空基地を無許可で撮影したり写真したりすることは「軍機保護法」に違反する犯罪でした(最高刑は死刑)。軍艦の名称や軍用機の機種を調べることも同罪です。飛行機のエンジン音に聞き耳を立てている「性能をスパイしている」と言われ逮捕された人もいたそうです。★私達も離着陸回数や騒音データの調査。旋回飛行の実態や飛行機種の特定などを被害立証のためやっています。

榎本先生 ありがとうございました

榎本先生が逝っちゃった。たしか私と同じ年だったと思います。この横田訴訟の最初から弁護団の中心として私たち訴訟団を指導してくださいました。新訴訟では弁護団長としてアメリカのペンタゴンへ要請に行きました。私もついて行きましたが、ワシントン市街は信号が赤でも渡っていいんだ。そんな話もされていました。先生は弁護団会議では、発言することは少なかったのですが、常に的を射ていました。先生は三多摩健康友の会の会長もされましたが、その会報には先生の話が載り楽しく読ませて頂きました。先生と一緒にお酒を飲む機会もありましたが、私が蜷川劇団に入った頃には、「遠山さんは声がかいかからうまくやっていたよ」と励ましてくれました。先日進行協議で立川の裁判所へ行った時に、榎本先生のかつての盟友、岩崎先生も後を追うようになられて事を知り、ふたりは始まりも終わりも一緒なのかと不思議な思いです。(福生支部 遠山 陽一)

榎本先生の思い出

何時の頃だったか記憶が定かではありませんが、『新横田基地公害訴訟』の高裁判決の少し前だったように思います。合宿で榎本さんと同部屋になったことがありました。私が「榎本さんは何で弁護士になろうと思ったんですか?」と聞いたところ「人に使われるのが嫌だったからね」という返答がありました。私は高校卒業以来ズ〜っと「人に使われる」身でありましたが、それ程しんどい人生ではなかったような気がしていたので「フ〜ン...そう考える人がいるんだなあ...」と思ったものでした。お疲れ様でした。ゆっくりお休みください。(瑞穂支部 清水 幸一)

★でも防衛大臣が「騒音数値も離着陸の頻度も旋回飛行ルートも飛んでいる機種も全て軍事上のヒ・ミ・ツです」と決めてしまおうとわたし達の立証行為は犯罪になってしまふかもしれないのです。★この法律が目指すものが何かは明らかです。力を合わせ廃絶に追い込んで裁判に勝利しましょう。ミスホ・コーチャン

榎本 信行弁護士 逝く



9日に病没された。榎本さんは、半世紀に近い弁護士活動を通じて、一貫して

平和、人権、民主主義のために全力投球された。おだやかで誠実な人柄とねばり強さで、砂川や横田、松川国賠事件、家永教科書検定訴訟などに献身された。淡々と見えて、情熱を燃やし力を傾ける――それが榎本流（エノさん流）の真骨頂であった。

基地と公害

10月29日、新横田基地公害訴訟（第1次）の弁護団長であった榎本信行弁護士が逝去されました。榎本信行弁護士は、横田基地騒音訴訟等被害差し止め、損害回復請求裁判に最初から取り組んだ弁護団の一人で、常に弁護団の先頭に立ち続け、事務局長、弁護団長などの中心的役割を担ってこられました。

松川事件弁護団で中心的役割をはたされた岡林辰雄さんは、公害反対のとりくみが全国各地で展開されていたころ、「最大の公害は、戦争だ」と指摘したことがある。

榎本さんが横田でのとりくみをはじめたのは、裁判官が基地の違憲性判断に尻込みすることをよく知っていたことと、地域住民の静

かで平和な暮らしを守ることは民間空港でも軍事基地でも同じではないか、との思いがあったからだ。「せめて静かに眠れる夜

をかえしてほしい」という地域住民の切実な要求には腰の重い裁判官を説得する力があつた。

住民のくらしを守る立場から軍用機と軍事基地の騒音被害などをなくせと求める裁判は、今では沖繩、岩国、小松、厚木など全国各地でとりくまれている。

横田は今

今進められている横田の裁判では、「家族団らんのかきを返して」と求めている。損害賠償と騒音差し止めを求め、騒音被害の程度を75Wから70Wへと広げ、裁判をいちいちくりかえさなくても騒音被害の回復を実現することができるよう

にと将来請求をねばり強く求めているのも、住民の騒音等被害回復を少しでも幅広く手厚く実現するためのとりくみの一つにはかならない。

遺志を継いで

新しい裁判でしっかりと勝ち抜き、住民被害の救済を少しでも広く、厚く、早く実現すること――このことが榎本さんの在りし

日の努力と志にこたえる道ではないだろうか。

故榎本 信行先生を悼んで

原告団団長 大野 芳一

私が榎本先生に初めてお会いしたのは、今から38年前、「横田基地爆音なくす会」が米軍機の飛行騒音問題をどうするか、検討するとする拡大会議に参加したときでした。それ以来、今日まで三度、横田基地の騒音訴訟に関わることとなりました。

37年前に提起した最初の訴訟で事務局長に推され、住民運動のイロハも知らず、役員そして地域住民の顔も分からないまま、裁判に突入しましたので弁護団の先導がなければ運動は成り立ちませんでした。中でも裁判費用、弁護団の費用をまかなうべき財源は年間一世帯二千万という少額でしたので、運動費用にも事欠く

合掌。



くださりましたので、感謝以外の何物でもありません。

他方、運動を担う事務局員は、勤務を抱えての片手間仕事でしたので十分な活動ができず、困難な状況に追い込まれてしまいました。この苦境を救って頂いたのが榎本先生で、平和委員会の活動家であったT君をご自身の法律事務所職員として採用。半専従として訴訟事務所の仕事に専念させて下さったのです。お蔭で、運動も裁判の進行に立ち遅れることなく進めることができました。

あらためて、先生に感謝の意を表しますとともに、安らかに永眠されますよう心よりお祈り致します。合掌。

榎本さん ご苦労さまでした

弁護団 四位 直毅

情熱と献身の日々

榎本信行さんが10月2

石川県小松市で総会 十二月三・四

全国基地爆音訴訟 原告団連絡会議

第2次新横田基地公害訴訟原告団 団長

大野 芳一

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議は、2010年7月の第2回総会から2年4カ月後の本年11月23日(土)、24日(日)の両日、石川県小松市で第3回総会を行い、これまでの運動の総括と、今後2年間の方針を討議しました。



第2次新横田基地公害訴訟原告団からは、四名(大野、中島、清水、奥村)。弁護団から山本哲子事務局長が

24日は、第3回総会とし、午前9時〜11時まで、記念講演「医学調査からみえた基地騒音の健康被害」と題して医師の服部先生が約1時間20分講演されました。その後、総会に移行し

秘密保護法案に 反対の特別決議が 承認される

参加しました。23日の交流集会は、午後4時〜6時の間、全体集会和分科会を行い、前半の全体集会では各原告団が活動報告をし、その報告の上で、後半の分科会(はうりー)討議、意見交換を交わすという流れで進められました。その後、懇親会を兼ねた食事会となり、参加者の交流を深める場となりました。

総会は午前11時より12時30分まで行い、議長選任の上、活動報告、会計報告・監査報告を行い、承認後、規約改正、役員改選、活動方針、会計予算、総会決議、特定秘密保護法案に反対する特別決議案がそれぞれ提案され、承認されて閉会となりました。

者がいないという運営上きわめて厳しい状況となりました。そのため、各原告団の事務局長が厚木原告団事務所へ集まって対策を話し合い、連絡を取り合うことで、総括及び方針のとりまとめを行い総会にこぎつけることができました。

一方、各原告団を取り巻く情勢は、民主党政権から政権交代を果たした第2次安倍政権が、絶対多数を衆参両院で確保したことにより、国内的には憲法9条改正を視野に憲法96条の改憲手続きの緩和、集団的自衛権の行使に道を開く憲法解釈の見直し、尖閣問題をてこに米国の軍事抑止力への依存と加担、国防強化を図ることに執着し、近隣諸国との軋轢が増しています。

今回の総会を目前に、連絡会議事務局長の斉藤英昭さん(厚木原告団事務局長)が急逝され、事務局長及び会計を兼ねていたこともあり、会計事務の継承と総会議案書作成の責任

第三回総会が行われた石川県小松は、母の故郷でありよく遊びに行った懐かしい場所である。駅前から望む白山は雪で白く輝いていたが、老舗デパートは取り壊され、うら寂しく変貌していた。

原告団は住民の砦

んでいる。爆音が生活妨害だけではなく、体や心の中まで悪影響を及ぼしていると指摘した医師による記念講演を聞き、原告団は住民の結束の砦としての役割があると痛感した。総会には全国から七つの原告団が集まり、情報交換が盛んに行われた。初めての参加で新しい発見ばかりで落ち着かなかつたが、全体像を知る上で大いに参考になった。折しも特定秘密保護法が衆院で強行採決の動きがあり、反対決議を採択し散会した。(昭島支部 奥村 博)

さらに、私たちの目、耳、口をふさぎ、国民の知る権利を抹殺する特定秘密保護法が成立し、基地周辺住民にとって人権侵害、騒音被害をなくすための運動すら困難になることが想

定されるところです。また、欠陥航空機であるMV22オスプレイの普天間基地配備に加え、より墜落の危険性の高いCV22オスプレイの横田基地、嘉手納基地配備が目論まれ、全国での低空飛行訓練が計画されている状況で、連絡会議の真価が問われるところです。こうした背景もあり、

より一層、原告団同士の結束の強化と、信頼関係の深化が確認された総会でした。まだまだ、人事問題を含め残された課題はたくさんありますが、一致団結して、厳しい状況を乗り越えていく事が大切であると実感しました。

